

## 【第2部 ワークショップ①】

## サイバーボランティアをめぐって

話題提供者

四方 光

慶應義塾大学総合政策学部 教授

司会

浦 中 千佳央

社会安全・警察学研究所 所員

京都産業大学法学部 准教授

## (1) はじめに

少年犯罪が全体的に減少する中で、急速な技術革新による IT 社会の進展により、IT 分野における少年非行、あるいは少年が犯罪被害者になる事案が増えている。特にサイバー空間においてはその傾向が顕著であり、その対策が喫緊の課題である。

こうした中、警察庁が奨励している「サイバー防犯ボランティア」の活動と意義、そして大学生による実際の活動例と同学生に対する教育方法を警察庁情報技術犯罪対策課長であった、四方光慶応大学総合政策学部教授（平成 26 年 10 月時点）に話題提供していただいた。

## (2) 話題提供

## ・サイバー防犯ボランティア活動の意義

インターネット上での犯罪増加は大きな社会問題となっており、未成年者に関しては出会い系サイト・コミュニティサイトに起因する被害児童の存在がクローズアップされている。その原因と対策を考えると以下のことが指摘できる。1つ目はインターネット上には匿名性があり、何でもできるということ、2つ目に「見つからないだろう」という安易な動機で一般市民、未成年も加害者になるということである。この為、警察による取締だけでなく、同じ一般ネットユーザー自身としての規範意識回復が必要であること、また、例えば未成年に対しては年齢的に近い大学生がこのボランティア活動を行えば、彼らにより説得力があるのではないかということなどが考慮され、サイバー防犯ボランティア活動の推奨が重要だと考えられた。

## ・警察庁の取組

警察庁ではサイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱（平成 23 年 10 月）を策定し、警察だけでなく、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう機運を醸成し、サイバー防犯ボランティア等のサイバー空間の安全のために自主的な防犯活動を行う個人及び団体を育成・支援することが盛り込まれた。これを実現する為、「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル」、「サイバー防犯ボランティア育成研修のためのマニュアル」を作成するなど、先行する地域安全を確保のための自主防犯ボランティアのようなダイナミックな活動ができる枠組みを整えている。

・慶應義塾大学総合政策学部四方ゼミ「サイバー防犯ボランティアの実践」

平成25年からサイバー防犯ボランティアの実践をゼミテーマとしている。サイバー防犯ボランティアの基本的活動は1) 犯罪被害防止のための教育活動、2) 広報警察活動、3) サイバー空間の浄化活動（サイバーパトロール）、4) 悪質な利用者への指導・注意から構成されている。上記基本活動を踏まえて、大学生に対して教育効果のあるサイバー防犯ボランティア活動に対応した講義プログラムを組んだ。講義プログラムは、まず半年間は導入教育や紹介活動（サイバー防犯ボランティア参加者、サイバー犯罪担当警察官を招聘しての講演・意見交換等）をして、その後、実際に中学校、高校に出向き、中高生に対するクラス毎のケーススタディー方式の啓発活動（特にスマホ用アプリやSNSを用いた、知らない人との出会い、ネットいじめ、誹謗中傷、過激な情報や個人情報の発信、インターネット上の架空請求詐欺に関する事）、中高生に対する集合教育、保護者に対する啓発活動の補助を行った。またサイバーパトロールを実施し、ネット上に潜む危険性を再認識した。

特に中学、高校生向けに関しては、私公立中高一貫校において、最初、高校生に啓発・教育活動を行い、それを受けた高校生が今度は中学生にネット上のルール、危険性を教えるなどし、ただ単にサイバー上の防犯意識だけでなく、高校生への教育効果、理解の定着を高めることになった。

### （3）会場との質疑応答

参加者からは「当防犯ボランティアを知らない警察官もいる中、どのように一般に周知させるのか」、「大学生が中学校、高校において啓発活動する上でご苦労された点は何ですか」、「サイバー上の犯罪は多種で少年警察だけでなく、学校、家庭などとの連携も重要である。その点をどうお考えになりますか」等の質問があり、四方教授が具体的な例を挙げながら丁寧に説明してくれた。

### （4）まとめ

一般市民が、自らもインターネットユーザーという立場から参加するサイバー防犯ボランティアは刑法犯が全体的に減少する中、問題化しているサイバー上での犯罪、トラブルを未然に防止するうえで重要な役割を果たしていくであろう。

特に未成年の多くがスマートホンなどインターネット端末を所有している現状から鑑みると、未成年が被害者にも加害者にもなる可能性が十分にあり、これに対して効果的な対策を実施する上で、ある程度の研修・啓発活動を積んだボランティアが警察力だけでは対処できない部分をカバーすることは重要であり、特に慶応大学総合学部学生の試み（中学校、高校での実践活動）は注目に値する。

また、教育的観点からは、当ゼミに活動にはアクティブラーニング（AL）、問題解決型学習（PBL）の要素が取り入れられおり、大学生に対する教育効果も高いだけでなく、中学、高校生に対しても将来の自分像（活躍する大学生、大人）の良い見本となる効果が考えられ、サイバー防犯だけでなく、非行一般の防止効果が考えられよう。